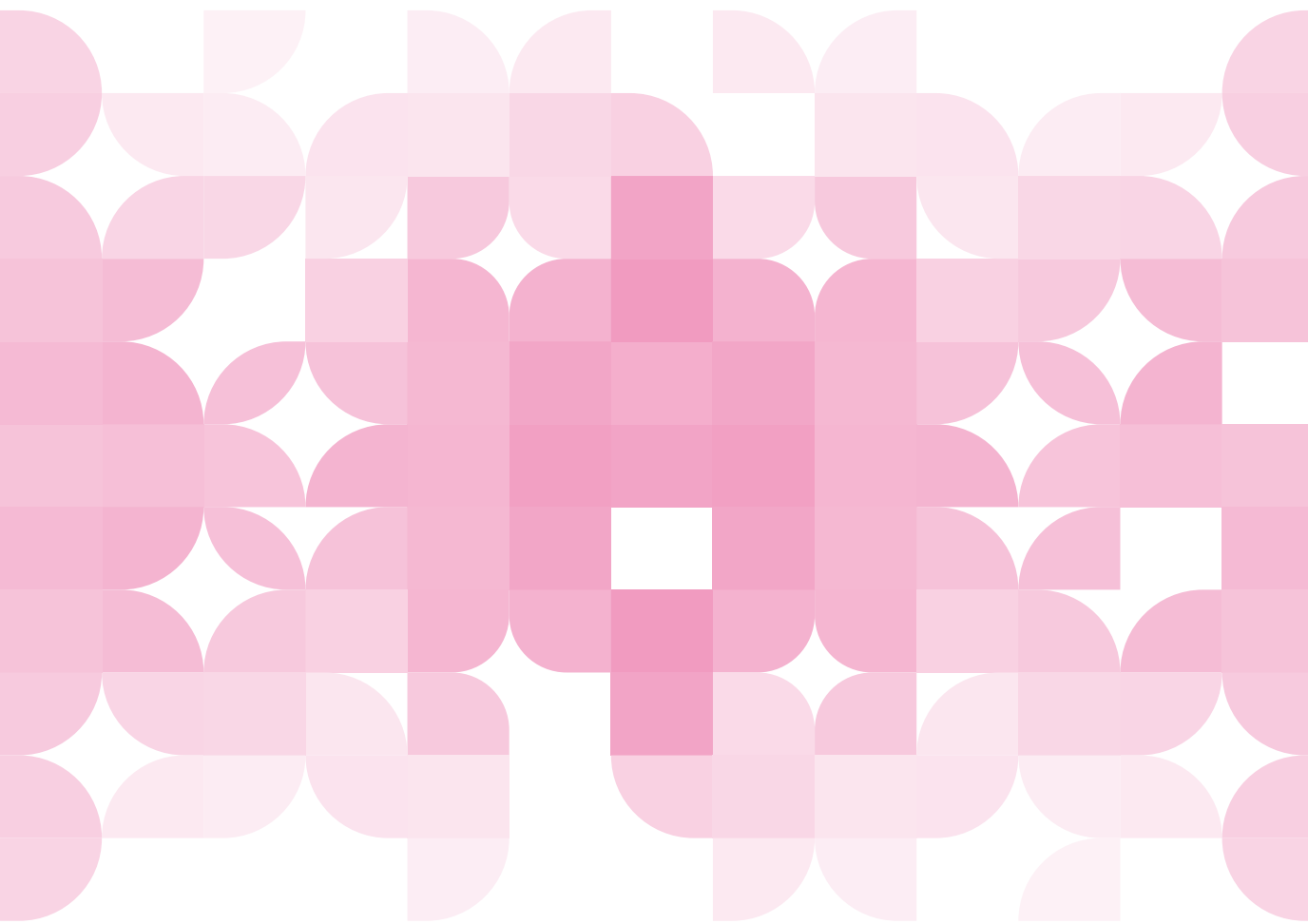


2024年合格目標
基礎マスター・速修コース

相続税法

第1回 体験講義用テキスト



TAC税理士講座



034-0979-1038-15



TAC

相続税法基礎マスター・速修コース基本テキストNo.1 コントロールタワー

回数	教材 テーマ	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論マスター
第1回	相続税法の概要 相続人 相続分	P. 1 ? P. 36	問題1 ? 問題3	1 2 3	
第2回	相続税法上の相続人 相続税の納税義務者と課税財産の範囲 相続税の課税価格	P. 37 ? P. 62	問題4 ? 問題9	4 22 31	テーマ1 テーマ3
第3回	生命保険金等（みなし相続、遺贈） 退職手当金等（みなし相続、遺贈） 相続税の非課税財産 債務控除	P. 63 ? P. 100	問題10 ? 問題20	8 9 23 25	テーマ2 テーマ3
第4回	算出相続税額の計算 配偶者に対する相続税額の軽減 未成年者控除 障害者控除	P. 101 ? P. 128	問題21 ? 問題31 問題47	30 33 34 35	テーマ3
第5回	算出贈与税額の計算（暦年課税） 生前贈与加算 贈与税額控除（暦年課税） 相続時精算課税の選択 相続時精算課税適用財産 贈与税額控除（精算課税） 特定納税義務者	P. 129 ? P. 164	問題32 ? 問題37 問題48	5 24 26 32 38 41 44	テーマ1 テーマ3 テーマ4 テーマ5
第6回	財産評価の総論 財産評価 －預貯金－ －公社債－ －証券投資信託の受益証券－ －ゴルフ会員権－	P. 165 ? P. 198	問題38 ? 問題42	76 90 91 92 94	テーマ6
第7回	財産評価 －上場株式－ －株式に関する権利－	P. 199 ? P. 228	問題43 ? 問題44	85 89	
第8回	実力テスト（通信答案提出回） 財産評価 －一般動産－ －たな卸商品等－ 財産評価の総論	P. 229 ? P. 241	問題45 ? 問題46	76 83 84	

テーマ番号	テ　　マ	テ　キ　ス　ト			
		基　　礎		応　　用	
1	相続税法の概要	●	NO. 1		
2～3	民法関係	●	NO. 1	●	NO. 3
4～7	納税義務者と課税財産の範囲	● ●	NO. 1 NO. 2	●	NO. 3
8～21	みなし財産	● ●	NO. 1 NO. 2	●	NO. 3
22～29	相続税の課税価格	● ●	NO. 1 NO. 2	● ●	NO. 3 NO. 4
30～38	相続税の税額計算	● ●	NO. 1 NO. 2	● ●	NO. 3 NO. 4
39～43	贈与税	● ●	NO. 1 NO. 2		
44～45	相続時精算課税	● ●	NO. 1 NO. 2	●	NO. 4
46～53	申告手続	●	NO. 4	●	NO. 4
54～75	納　　付			●	NO. 4
76～97	財産評価	● ●	NO. 1 NO. 2	●	NO. 3

凡 例

<略式名称>	<正式名称>
法	相続税法
法附則	相続税法附則
令	相続税法施行令
令附則	相続税法施行令附則
規	相続税法施行規則
基 通	相続税法基本通達
個 通	相続税関係個別通達
評 通	財産評価基本通達
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
措 規	租税特別措置法施行規則
措 通	租税特別措置法通達
国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
国通規	国税通則法施行規則
民法	民法
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

引 用 例

法3①二	相続税法第3条第1項第二号
基通3-35	相続税法基本通達3-35

《参考資料》

1 相続税の速算表

法定相続人の取得金額	税率	控 除 額	法定相続人の取得金額	税率	控 除 額
10,000千円以下	10%	—	200,000千円以下	40%	17,000千円
30,000千円以下	15%	500千円	300,000千円以下	45%	27,000千円
50,000千円以下	20%	2,000千円	600,000千円以下	50%	42,000千円
100,000千円以下	30%	7,000千円	600,000千円 超	55%	72,000千円

2 贈与税の速算表

(1) 相続税法第21条の7の規定に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控 除 額	基礎控除後の課税価格	税率	控 除 額
2,000千円以下	10%	—	10,000千円以下	40%	1,250千円
3,000千円以下	15%	100千円	15,000千円以下	45%	1,750千円
4,000千円以下	20%	250千円	30,000千円以下	50%	2,500千円
6,000千円以下	30%	650千円	30,000千円 超	55%	4,000千円

(2) 租税特別措置法第70条の2の5の規定に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控 除 額	基礎控除後の課税価格	税率	控 除 額
2,000千円以下	10%	—	15,000千円以下	40%	1,900千円
4,000千円以下	15%	100千円	30,000千円以下	45%	2,650千円
6,000千円以下	20%	300千円	45,000千円以下	50%	4,150千円
10,000千円以下	30%	900千円	45,000千円 超	55%	6,400千円

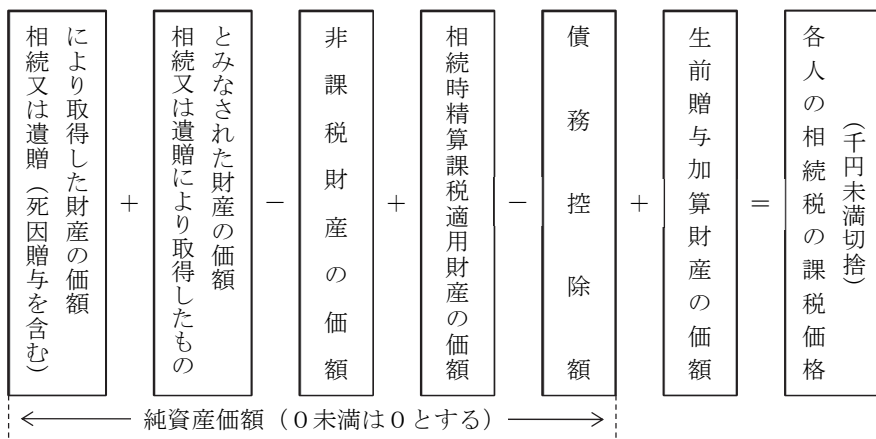
<メ ㇿ>

相続税及び贈与税の課税体系

① 相続税の課税体系

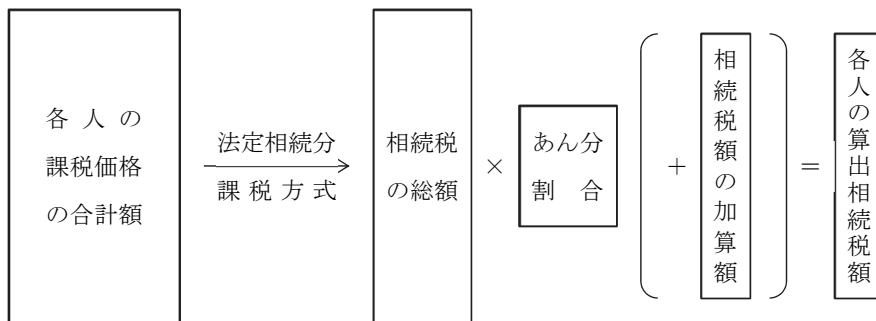
日本の相続税は、財産を取得した者がその取得した財産の価額に応じて税額を算出する形式をとっている。その体系は、次のとおりである。

第一段階 各人の相続税の課税価格の計算 (各人の取得した財産の価額の計算)



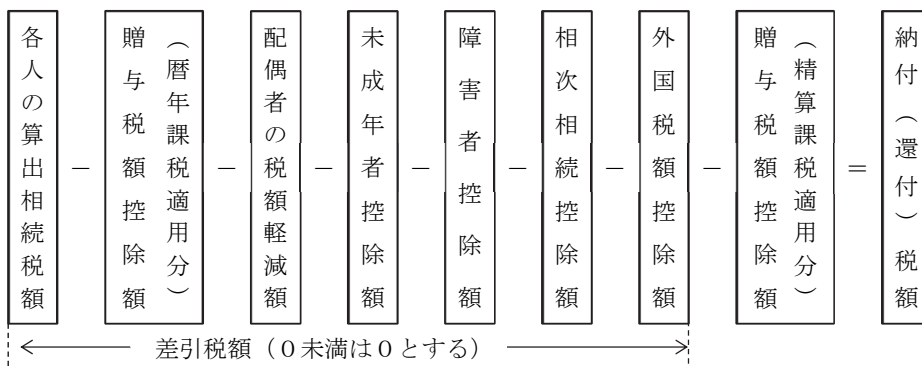
第二段階 相続税の総額及び各人の算出相続税額の計算

(各人の納付税額の基となる金額の計算)



第三段階 各人の納付すべき相続税額の計算

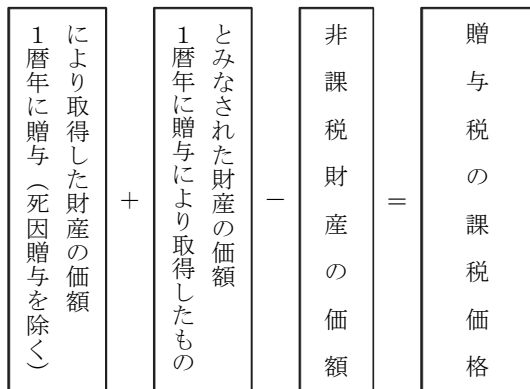
(各人の実際に納付すべき又は還付される相続税額の計算)



② 贈与税の課税体系

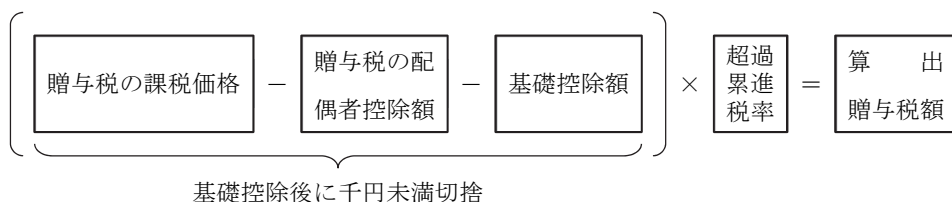
日本の贈与税は、財産を取得した者が1暦年（その年の1月1日から12月31日まで）にその取得した財産の価額に応じて算出する形式をとっている。その体系は、次のとおりである。

第一段階 各人の贈与税の課税価格の計算（各人の取得した財産の価額の計算）

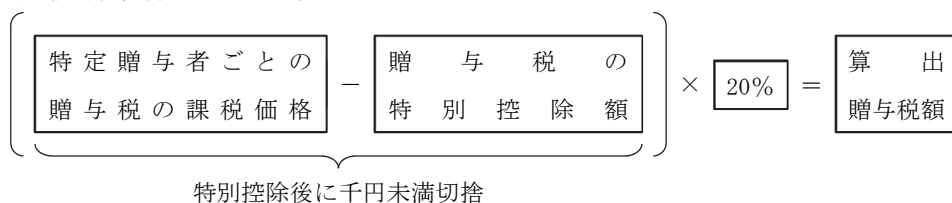


第二段階 各人の算出贈与税額の計算（各人の納付税額の基となる金額の計算）

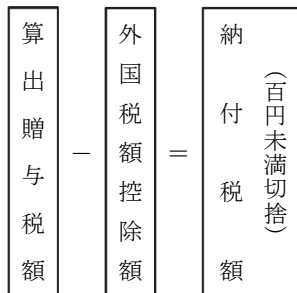
《暦年課税贈与税の場合》



《相続時精算課税贈与税の場合》



第三段階 各人の納付すべき贈与税額の計算（各人の実際に納付すべき贈与税額の計算）



申告手続の概要

国税における納付すべき税額の確定手続には、申告納税方式と賦課課税方式の2方式があるが、相続税及び贈与税は申告納税方式によっている。

申告納税方式とは納税者が自ら納付すべき税額を算出し、その税額に相当する金銭等を申告納付することを原則とし、納税者の申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていない場合その他その税額が税務署長の調査したところと異なる場合には、税務署長の処分により税額が確定する方式をいう。

申告及び納付の基本的な概念は国税通則法に規定してあり、その上で相続税及び贈与税に特徴的な事項が相続税法の特則として規定されているが、税理士試験においては、相続税法上の申告手続及び租税特別措置法上の申告手続が主として出題されている。

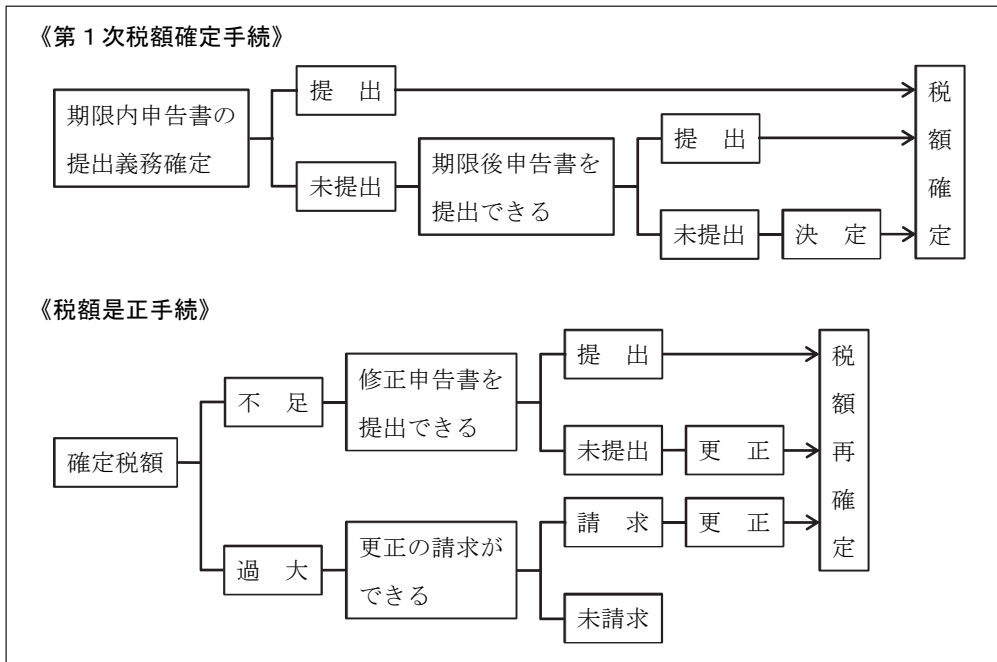
① 納税義務者の手続

手続の名称	内 容
期限内申告書 (国通法17)	相続税又は贈与税の納税義務が成立することにより、その納税義務者が、法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない申告書
期限後申告書 (国通法18)	期限内申告書を提出すべき者が、法定申告期限までに申告書を提出しなかった場合において、決定があるまでにその者が税務署長に提出することができる申告書
修正申告書 (国通法19)	期限内申告書もしくは期限後申告書を提出した者又は更正もしくは決定を受けた者が、その税額に不足を生じた場合において、更正があるまでにその者が税務署長に提出することができる申告書
更正の請求 (国通法23)	期限内申告書もしくは期限後申告書を提出した者又は決定を受けた者が、その税額が過大になった場合において、一定期間内にその者が税務署長に更正をすることを請求できる手続

② 税務署長の手続

手続の名称	内 容
更 正 (国通法24)	納税義務者が、期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書を提出した場合において、その税額に過不足があるときは、税務署長がその税額を是正すること
決 定 (国通法25)	税務署長が、申告書を提出する義務があると認められる者がその申告書を提出しなかった場合において、その税額を確定すること

③ 申告手続の流れ



～通信受講生の皆さまへ～

通信講座を利用した学習は、スケジュール管理が重要です。そのスケジュール管理のペースメーカーとなるのが、提出対象である実力テストの【答案提出締切日】です。この提出締切日を目安に答案を提出することで、一定のペースで学習することができます。

- ①提出締切日を目安に学習スケジュールを組み立てる
- ②実力テスト（提出対象）を解いたら、必ず提出する
- ③疑問点は早期に解決する

この3点を守ることを心がけて、学習を進めていきましょう。

提出のメリット～他の通信生の方々の声より～

- ★自分では気づけない間違いに気づきました！ 理論の漢字、ずっと間違えて覚えていたとは、指摘されなければずっと気づかないままでした。提出って大事ですね。
- ★計算過程の端折り方を、コメントで教えてもらったのが助かりました。
- ★ペースメーカーとして使用しています。理論暗記できていなくても、とにかく提出締切日までに出すことを心がけることで、結果的に最後まで完走できました。

他の通信生の方々はこんな工夫をしています！

- ★提出答案は、なるべく教室生と同じ時間・日にちに解くようにしています
- ★提出期限の3, 4日前を答案の提出日（送付日）と決め、その直前の週末に時間を取って解答しています
- ★答案の提出を当面の目標に出題範囲の理論暗記を仕上げることで、学習リズムにメリハリがつくようにしています。提出期限を守ることで、暗記の量を一定にすることができる効果があります。

答案提出期限を過ぎてしまった場合は…？

せっかく解いた答案を、「締切日を過ぎてしまったから…」とって提出しないのは、もったいないです。たとえ答案提出締切日を過ぎたとしても、提出するようにしましょう。

（ただし、成績順位発表の対象からは除かれます）

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

基礎マスター・速修コース

P 1 ~ 36

第 1 回

< 今回の学習内容 >

- テーマ 1 相続税法の概要
- テーマ 2 相続人
- テーマ 3 相続分

テーマ 1 相続税法の概要

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

相続税法は、国税三法と称されるように、所得税法及び法人税法とともに国税の中心を担っている。なお、相続税法は、民法第5編（相続法）が存在することを前提として作られた法律であり、民法上の用語が様々用いられて規定が定められている。そこで、ここでは、今後の学習を行う上で必要不可欠な相続に関する用語の意義を中心に学習する。



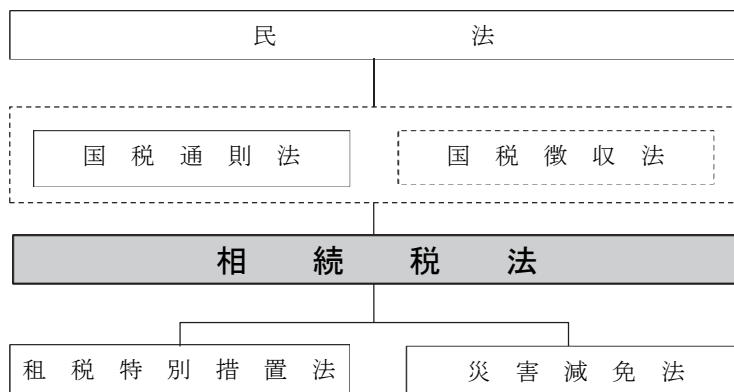
このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1-1	相続税法の学習範囲	No.1 第1回
1-2	相続税法の概要	No.1 第1回
1-3	相続、遺贈及び贈与の意義	No.1 第1回
1-4	承認と放棄	No.1 第1回
1-5	親族等に関する基礎知識	No.1 第1回

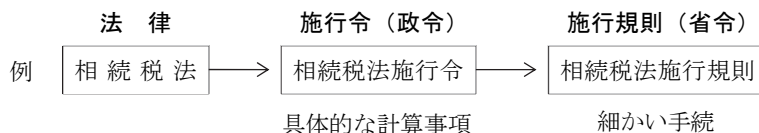
1 - 1 相続税法の学習範囲

税理士試験における相続税法の出題範囲は「相続税法に関連する他の法令に定める関係事項を含む。」とあるため、相続税法を中心として様々な法規を学習する必要がある。

① 相続税法と他の法律との関係

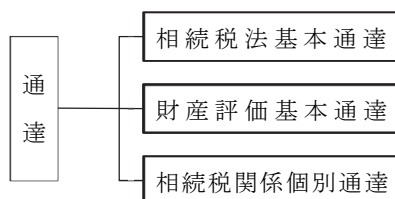


② 法律構成



③ 通達

租税関係法令の解釈については、国税庁長官が定める「通達」がある。通達は、理論問題では基本的に必要ないが、計算問題を解くための解釈として必要となるため、テキスト等で適宜学習していく。



<メ モ>

1-2 相続税法の概要

相続税法では、相続税と贈与税の二つの税目が規定されているため、一税法二税目という特徴がある。

① 相続税とは

人の死亡時に、その死亡した人が所有していた財産を無償で取得した場合に、その取得した財産に課税される税である。

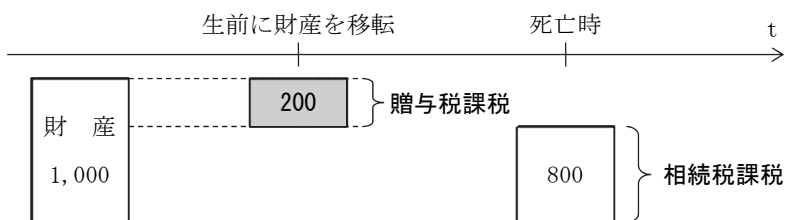
遺産の承継により貧富が確定してしまうことは適当ではないという社会政策的な見地から、経済的な機会均等を目指して、富の再分配を目的として設けられている。

② 贈与税とは

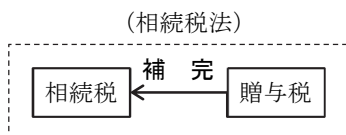
生前に、人が所有していた財産を無償で取得した場合に、その取得した財産に課税される税である。

相続税はある人が死亡した時点で移転した財産に課税するものであるため、その死亡した人が死亡する前に自己の財産を他人に移転すれば、相続税を課税することができなくなる。そこで、相続税の課税目的を遂げるためには、生前の財産の移転に対して課税する必要があるため、贈与税が設けられている。

【図 解】



したがって、贈与税は相続税を補完するために設けられたとされている。



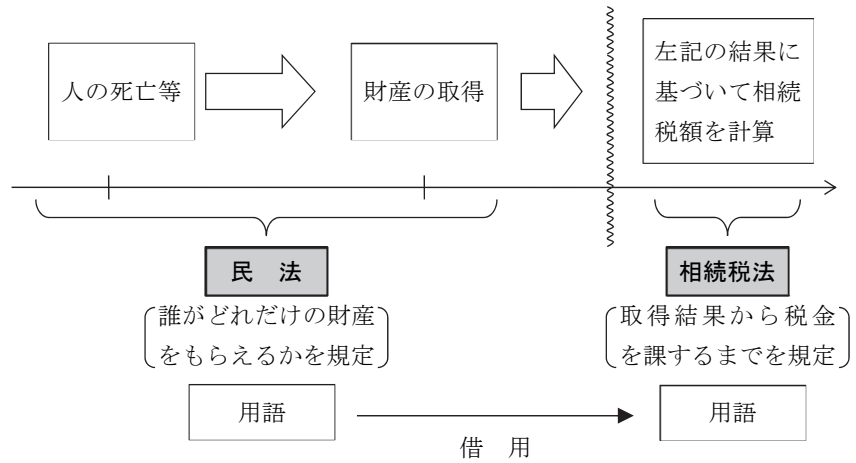
③ 相続税法と民法との関係

人が死亡した場合に、その死亡した者に属する財産（遺産）の取扱い等については民法第5編（相続法）において定められている。

相続税法は、財産の取得の結果に基づく相続税額の計算について定めた法律である。

したがって、相続税法は民法第5編（相続法）と関係が強く、また、相続税法には、民法の用語をそのまま借用して規定を定めているものが存在する。

【図 解】



1-3 相続、遺贈及び贈与の意義

相続税及び贈与税は、財産が無償で移転することに着目して課する税であり、その課税原因である**相続、遺贈及び贈与**とは**無償移転の形態**を表す用語である。

① 相続

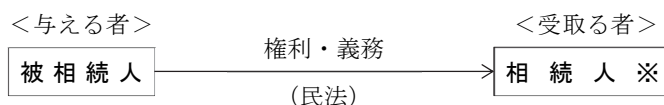
(1) 定義（民法896）

相続とは、**民法による遺産の無償移転の形態**であり、死亡した人の財産に属していた一切の権利義務を、民法に定められた者が**包括的に承継**することをいう。

なお、一般的には、その民法に定められた者が遺産分割協議を開き、誰が何を取得するかを決定し、その遺産分割協議により遺産を取得する形態を**相続**という。

ただし、死亡した者の一身に専属するもの（税理士の資格等）については、承継できない。

【図解】



※ 民法に定められた者で相続人となれるものは、配偶者及び一定の親族とされている。（詳細はテーマ2参照）

(2) 課される税の区分

相続は、被相続人の死亡時に財産が移転するため、**相続税**の課税原因となる。

🔍 参考 財産の意味（名称）

一般に（民法上）財産には、プラスの財産とマイナスの財産とがあり、**権利**はプラスの財産（積極財産）を、**義務**はマイナスの財産（消極財産）を指している。

なお、**相続税法上**は、プラスの財産を **財産** と呼び、マイナスの財産を **債務** と呼んでいる。

② 遺 贈

(1) 定 義 (民法964)

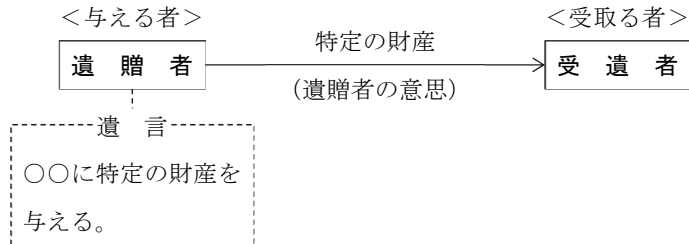
遺贈とは、**遺言による財産的利益の無償の移転**をいう。なお、遺贈には、**包括遺贈**と**特定遺贈**の2種類があるが、一般的に遺贈とは、**特定遺贈**を指す。

なお、遺贈には民法上、**特定遺贈**と**包括遺贈**の2種類があるが、受験上の計算では**包括遺贈**はほとんど出題されない。

① 特定遺贈

特定遺贈とは、**遺言により遺産中の特定の財産**（一般的には**特定の権利**）を指定して、**その財産のみを承継**させる遺贈である。

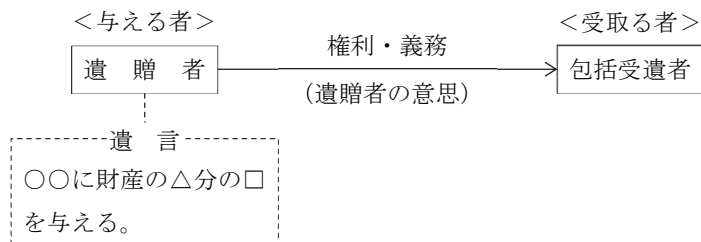
【図 解】



② 包括遺贈

包括遺贈とは、**遺言により示された割合に基づいて**、**受遺者が包括的に権利義務を承継**する遺贈である。

【図 解】



(2) 課される税の区分

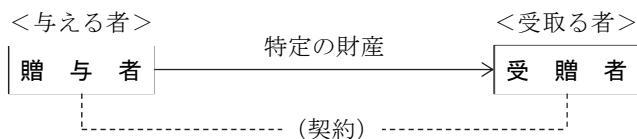
遺贈は、遺贈者の死亡時に財産が移転するため、**相続税**の課税原因となる。

③ 贈 与

(1) 定 義 (民法549)

贈与とは、当事者の一方が自己の財産（一般的には**特定の権利**）を無償で相手方に与えるという意思を表示し、相手方がこれを受諾することにより成立する契約をいう。

【図 解】



(2) 死因贈与 (民法554)

贈与には、**死亡により効力を生ずる贈与契約として死因贈与**がある。

この贈与契約は、死亡によりその効力が生じ、財産の移転が起こるため、**遺贈と同様に取扱う**。したがって、通常の贈与とは別の取扱いとなる。

(例) 自分が死んだら、この土地をAに与える。

(3) 課される税の区分

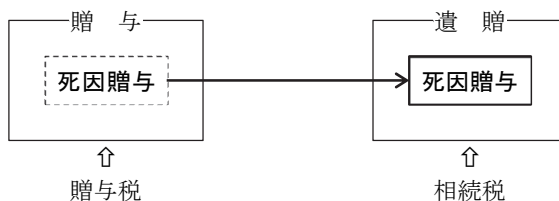
① 贈与 (死因贈与を除く)

贈与は、贈与者の生前に財産が移転するため、**贈与税**の課税原因となる。

② 死因贈与

死因贈与は、贈与者の死亡時に財産が移転するため、**相続税**の課税原因となる。

【図 解】



1-4 承認と放棄

相続及び遺贈については、財産を受取る者の意思を反映させるために、民法において、承認と放棄という制度を設けている。

	言葉の意味
承認	相続（遺贈）により財産を取得するという意思表示
放棄	相続（遺贈）により財産を取得しないという意思表示

なお、贈与については、承認と放棄という制度はない。

● 相続・遺贈の承認と放棄

(1) 相続の承認と放棄（民法915）

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について承認又は放棄をしなければならない。

※ 試験問題においては、相続を放棄した旨だけが資料として与えられ、放棄をしていない者については（単純）承認したものとして取扱う。

(2) 遺贈の承認と放棄（民法986）

受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。

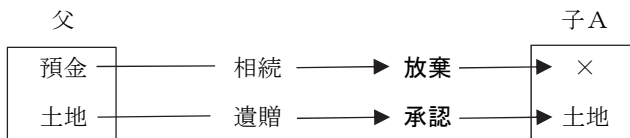
※ 試験問題においては、遺贈を放棄する場合は、ほとんどない。

(3) 相続・遺贈の承認と放棄の関係

「相続の承認・放棄」と「遺贈の承認・放棄」は別々に行うため、相続の放棄をした者であっても遺贈により財産を取得することがあり得る。

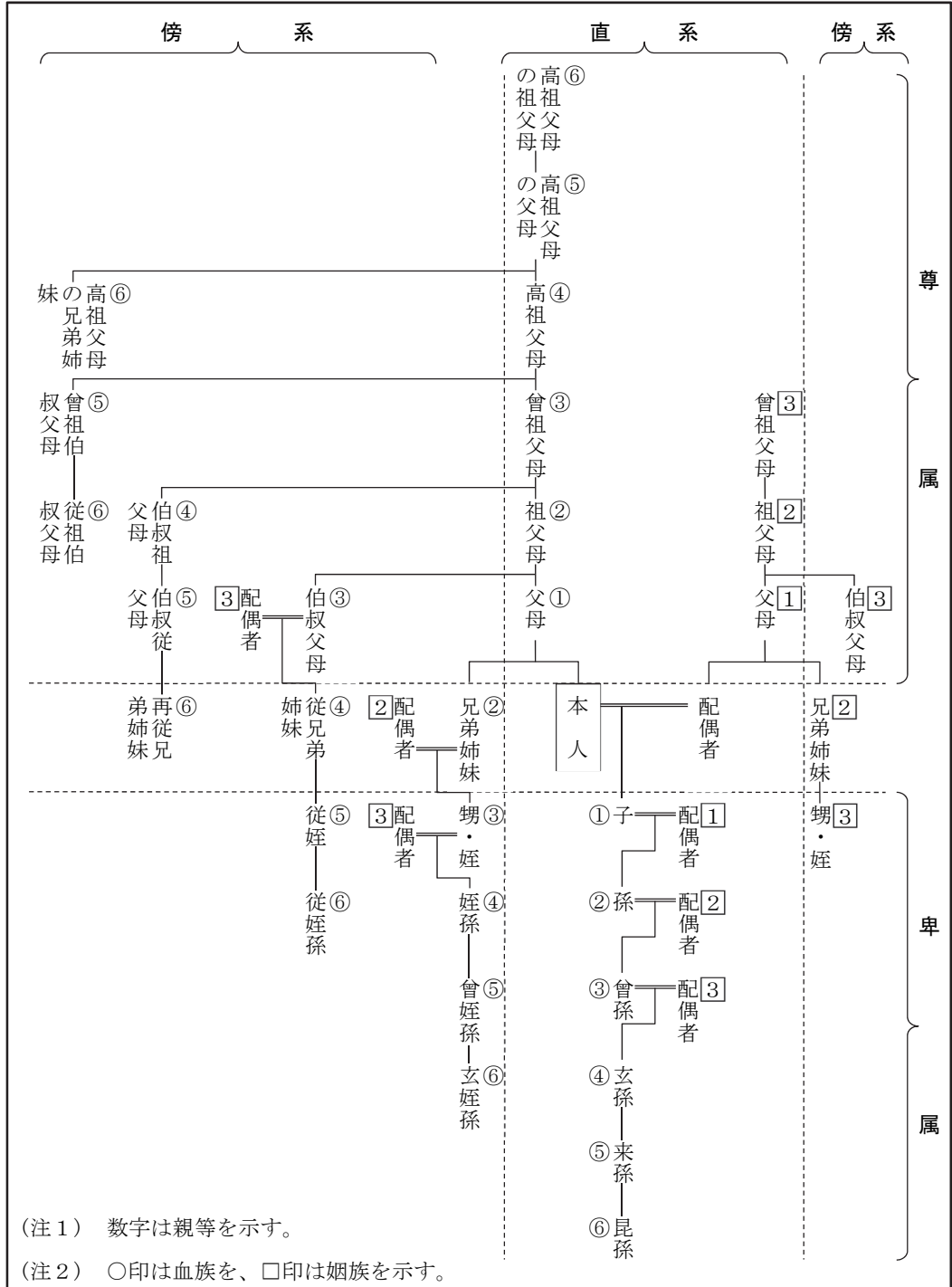
【図 解】

例) 被相続人である父は、遺産の一部を子Aに遺贈する旨の遺言を遺していた。



1-5 親族等に関する基礎知識

【親族図】



● 用語の意義

(1) 血 族

血族とは、血統のつながりのある者をいい、これには、法律によって血縁関係が生じる**法定血族（養子縁組）**も含まれる。

(2) 姻 族

姻族とは、婚姻によってできる姻戚関係をいう。

※ 具体的には「本人の配偶者の血族」及び「本人の血族の配偶者」をいう。

(3) 親 族

親族とは、**配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族**に該当する者をいう。

※ 親等は、世代が1つ上がるごと、下がるごとに計算する。したがって、例えば兄弟姉妹は、一旦父母に上って、兄弟姉妹に下がるので2親等となる。

(4) 直 系

直系とは、血統が直線的、つまり直上直下していることをいう。

※ 本人の配偶者からみて直系である者は、本人からみた場合においても直系となる。

(5) 傍 系

傍系とは、血統が祖先のある者（始祖という。）から出た異なる直系に属する者の相互間のことをいう。

※ 言いかえれば、血統が始祖により連結している者のことである。

(6) 尊 属

尊属とは、自分より世代が上にある者のことをいう。

(7) 卑 属

卑属とは、自分より世代が下にある者のことをいう。

※ 兄弟姉妹、従兄弟姉妹等は、尊属にも卑属にも該当しない。

(8) 直系尊属

直系尊属とは、**直系**で、かつ、**尊属**である他に、**血族である者**をいう。

(9) 直系卑属

直系卑属とは、**直系**で、かつ、**卑属**である他に、**血族である者**をいう。

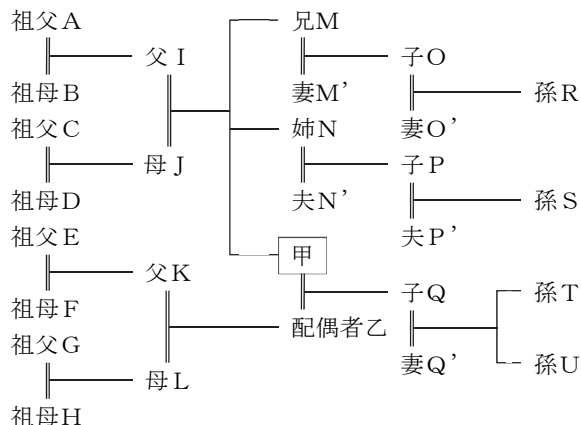
※ 直系尊属及び直系卑属は、いずれも血族関係がなければならない。

(10) 直系血族

直系血族とは、**直系尊属と直系卑属とを合わせた範囲**をいう。

設例 《直系尊属、直系卑属及び直系血族の判定》

甲の親族は、次のとおりである。



解説

(1) 直系尊属

直系尊属は、直系で、かつ、尊属である他に、血族である者をいう。配偶者乙の父母（K、L）及び祖父母（E、F、G、H）は、直系で、かつ、尊属であるが、姻族であるため、該当しないこととなる。

甲の直系尊属……祖父A、祖母B、祖父C、祖母D、父I及び母J

(2) 直系卑属

直系卑属は、直系で、かつ、卑属である他に、血族である者をいう。妻Q'は、直系で、かつ、卑属であるが、姻族であるため、該当しないこととなる。

甲の直系卑属……子Q、孫T及び孫U

(3) 直系血族

直系血族は、直系尊属と直系卑属を合わせた範囲をいう。

甲の直系血族……祖父A、祖母B、祖父C、祖母D、父I、母J、子Q、孫T及び孫U

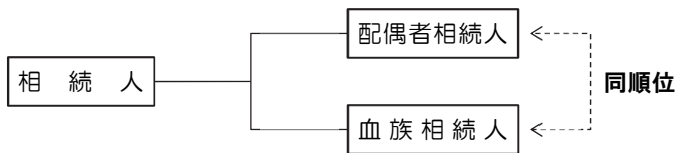
➡ トレーニング 問題 1

テーマ 2 相続人

理論：重要度 ー

計算：重要度 ★★★

相続人は、**配偶者相続人**と**血族相続人**の2つに大別され、双方が**同順位**で相続人になると民法に定められている。



ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する者は、相続人となることはできない。

- (1) 相続の開始以前に **死亡** している。
- (2) 相続人の **欠格** 事由に該当している。
- (3) 推定相続人から **廃除** されている。
- (4) 相続の **放棄** をしている。




参考 欠格・廃除

① 相続人の欠格事由（民法891）

故意に被相続人又は相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ又は至らせようとしたために、刑に処せられた者は、相続人となることができない。

② 推定相続人の廃除（民法892）

推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、もしくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人はその推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

 **このテーマの学習内容**

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2-1	配偶者相続人	No.1 第1回
2-2	血族相続人の基礎	No.1 第1回
2-3	直系尊属	No.1 第1回
2-4	代襲相続人	No.1 第1回
2-5	非嫡出子	No.3 第4回
2-6	胎児	No.3 第4回
2-7	連れ子及び離婚した場合の子	No.3 第4回
2-8	半血兄弟姉妹	No.3 第4回
2-9	同時死亡の取扱い	No.3 第4回
2-10	養子縁組があった場合	No.3 第4回
2-11	養子の代襲相続人	———

2-1 配偶者相続人

● 配偶者相続人（民法890）

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。

※ 配偶者とは、相続開始の時ににおいて被相続人と正式な婚姻関係にある者をいう。
したがって、内縁関係にある者及び離婚した者は、相続人となることができない。

📖 設例 《相続人の判定》

被相続人甲の相続開始時における甲の親族等は、次のとおりである。

(例1)

先妻乙
||
被相続人甲
||
後妻丙

(注) 被相続人甲は、先妻乙と離婚した後に後妻丙と婚姻した。

(例2)

配偶者乙
||
被相続人甲
|
内縁の妻丙

(注) 配偶者乙は、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

📖 解説

(1) 例1について

相続開始以前に離婚している者（先妻乙）は、相続人となることはできない。

相続人……後妻丙

(2) 例2について

相続開始以前に死亡している者（配偶者乙）は、相続人となることはできない。

また、相続開始時ににおいて被相続人甲と正式な婚姻関係にない者（内縁の妻丙）は、相続人となることはできない。

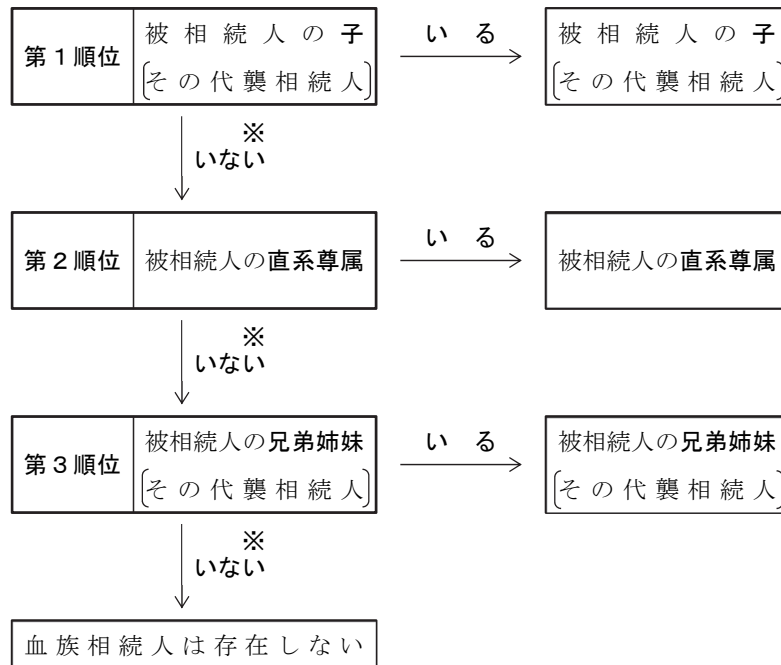
相続人……なし

🔗 トレーニング 問題2

2-2 血族相続人の基礎

● 血族相続人（民法887、889）

血族相続人については、複数人存在する可能性があるため、順位を付して相続人となる者を定めている。なお、代襲相続人については、テーマ2-4で学習する。

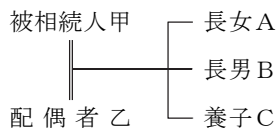


※ 死亡、欠格、廃除及び放棄のいずれかの事由に該当する場合を含む。

設例 《相続人の判定》

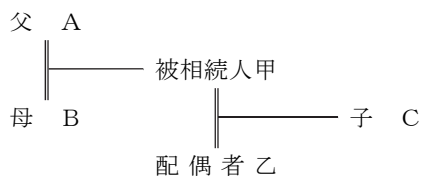
被相続人甲の相続開始時における甲の親族は、次のとおりである。

(例1)



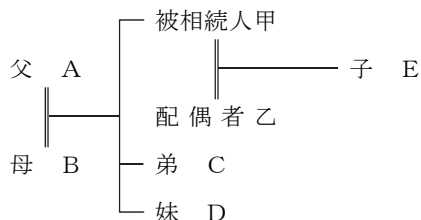
- (注) 1 長女Aは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。
 2 養子Cは、被相続人甲の生前甲及び配偶者乙と養子縁組をしている。

(例2)



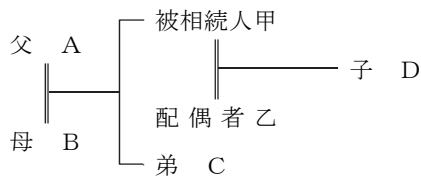
- (注) 子Cは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

(例3)



- (注) 1 父A及び子Eは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。
 2 母Bは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

(例4)



- (注) 1 配偶者乙、父A、母B及び弟Cは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。
 2 子Dは、被相続人甲の生前、推定相続人から廃除されている。

解説

(1) 例1について

長女Aは相続の放棄をしているため、相続人となることはできない。

相続人……配偶者乙、長男B、養子C

(2) 例2について

子Cが相続開始以前に死亡しているため、第2順位の血族相続人である直系尊属が相続人となる。

相続人……配偶者乙、父A、母B

(3) 例3について


第1順位の子Eが死亡、第2順位の父A及び母Bが死亡及び放棄をしているため、第3順位の血族相続人である兄弟姉妹が相続人となる。

相続人……配偶者乙、弟C、妹D

(4) 例4について

第1順位の子Dは推定相続人から廃除されており、また、第2順位の父A及び母B、第3順位の弟Cはいずれも相続開始以前に死亡しているため、血族相続人となるべき者はいない。また、配偶者乙が相続開始以前に死亡しているため、配偶者相続人もいない。

相続人……なし

 トレーニング 問題2

参考

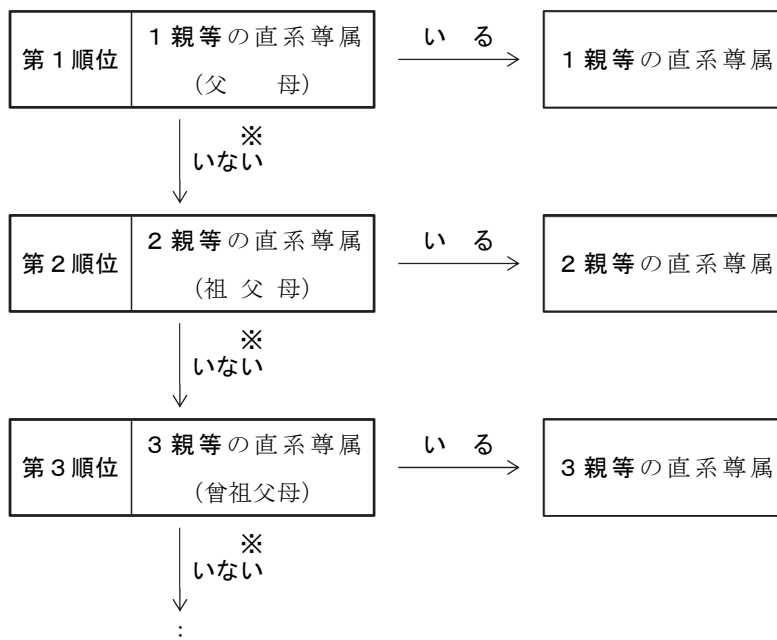
配偶者相続人も血族相続人も存在しない場合

被相続人の配偶者が存在せず、また血族相続人も存在しない場合には、相続人は存在しないこととなる。なお、この場合には、被相続人の遺産は、特別の場合を除き、国庫に帰属することとなる。

2-3 直系尊属

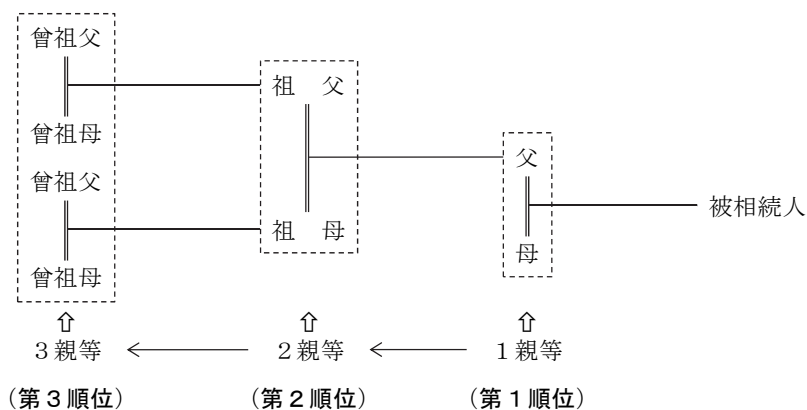
● 直系尊属（民法889①一）

直系尊属は、被相続人の父母以外に祖父母等も該当するため、複数人存在する可能性がある。この場合には、被相続人に親等の近い者から優先して相続人となる。



※ 死亡、欠格、廃除及び放棄のいずれかの事由に該当する場合をいう。

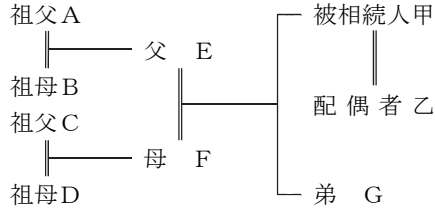
【図 解】



設例 《相続人の判定》

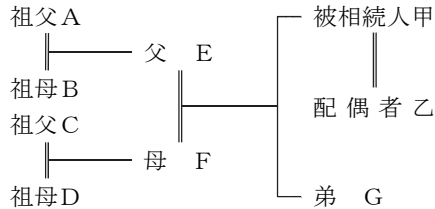
被相続人甲の相続開始時における甲の親族は、次のとおりである。

(例1)



(注) 祖父A及び母Fは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

(例2)



(注) 1 祖父A、祖母D及び父Eは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

2 母Fは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

解説

(1) 例1について

直系尊属は、祖母B、祖父C、祖母D及び父Eの4人（祖父A及び母Fは死亡）いるが、親等の異なる者の間では、親等の近い者から優先するため、1親等の直系尊属である父Eが血族相続人となる。

相続人……配偶者乙、父E

(2) 例2について

1親等の直系尊属である父Eが死亡しており、母Fが相続の放棄をしているため、2親等の直系尊属である祖母B及び祖父Cが血族相続人（祖父A及び祖母Dは死亡）となる。

相続人……配偶者乙、祖母B、祖父C

なお、1親等の直系尊属がないからといって、即第3順位の血族相続人である兄弟姉妹に相続人の判定を移さないようにすること。

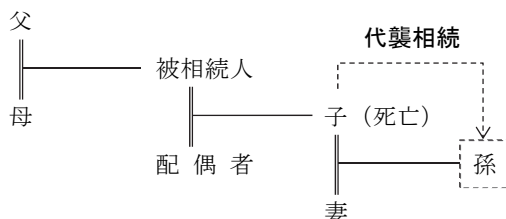
🎯 トレーニング 問題2

2-4 代襲相続人

① 概要 (民法887②、③、889②)

代襲相続とは、被相続人の相続開始以前に血族相続人となるべき者が死亡等していた場合に、その者の直系卑属に相続させることである。

【図解】



呼 称	定 義
被 代 襲 者	相続人となるべき者が死亡その他の事由により相続権を失ったため、代襲されることとなる者 (上記図解の「子」)
代襲者 (代襲相続人)	被代襲者の子で、代襲により相続人となった者 (上記図解の「孫」)

② 代襲原因

相続人となるべき者が、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき

- (1) 相続の開始以前に **死亡** している場合
- (2) 相続人の **欠格** 事由に該当している場合
- (3) 推定相続人から **廃除** されている場合

(注) 「相続の放棄」は、代襲原因とならない。

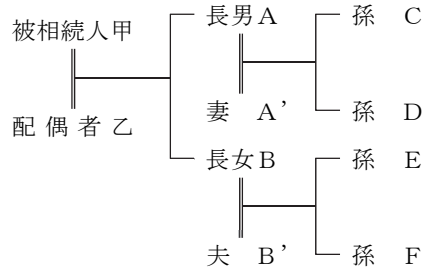
③ 取扱い

- (1) 第1順位の血族相続人の代襲は、何度でも繰り返す。
- (2) 第2順位の血族相続人には、代襲の制度は存在しない。
- (3) 第3順位の血族相続人の代襲は、1度しか認められない。(兄弟姉妹の子まで)

設例 《相続人の判定》

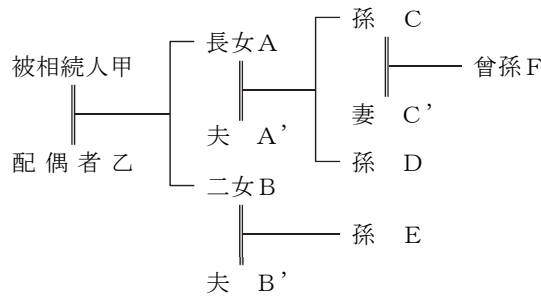
被相続人甲の相続開始時における甲の親族は、次のとおりである。

(例1)



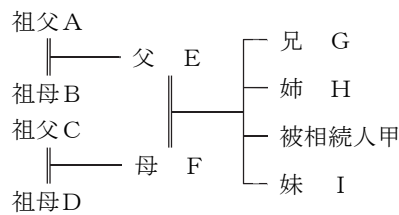
- (注) 1 長男Aは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。
- 2 長女Bは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

(例2)



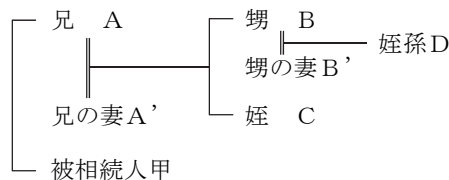
(注) 長女A及び孫Cは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

(例3)



- (注) 1 父Eは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。
- 2 母Fは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

(例4)



(注) 兄A及び甥Bは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

 **解説**

(1) 例1について

長男Aの相続開始以前の死亡は代襲原因に該当するため、Aの子である孫C及び孫DがAの代襲相続人となるが、長女Bの相続の放棄は代襲原因とならないため、孫E及び孫Fは代襲相続人とならない。

相続人……配偶者乙、孫C、孫D

(2) 例2について

第1順位の血族相続人の代襲は何度でも繰り返すため、曾孫Fも代襲相続人となる。

相続人……配偶者乙、二女B、孫D、曾孫F

(3) 例3について

被相続人の父母がいない場合であっても、祖父母がいる場合には、第3順位に移らず、被相続人の祖父母が相続人となる。


相続人……祖父A、祖母B、祖父C、祖母D

また、第2順位には、代襲という考え方が存在しないため、死亡した父側の祖父母しか相続人とならないとは考えないこと。単純に1親等の直系尊属がいないため、2親等の直系尊属が相続人となると考えること。

(4) 例4について

第3順位の血族相続人の代襲は、1度だけ（兄弟姉妹の子まで）であるため、姪孫Dは代襲相続人とならない。

相続人……姪C

 **トレーニング 問題3**

テーマ 3 相続分

理論：重要度 ー

計算：重要度 ★★★

相続人が一人しか存在しないときは、その者がすべての権利義務を承継することとなるが、相続人が複数存在した場合には、各相続人がどれだけの権利義務を承継するかが問題となる。

相続分とは、第1に相続人が被相続人から承継すべき権利義務の割合をいい、第2にこの割合にしたがって計算した被相続人から承継すべき権利義務の価額をいう。

なお、本試験においては、条文番号で取扱いを明示する形式で出題している場合もあるので、民法の何条に規定されている相続分は何であるのかを覚えること。

※ 民法で規定している相続分

- (1) 法定相続分（民法900）
- (2) 代襲相続分（民法901）
- (3) 指定相続分（民法902）
- (4) 特別受益者の相続分（民法903、904）
- (5) 寄与分（民法904の2）

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
3-1	法定相続分	No.1 第1回
3-2	代襲相続分	No.1 第1回
3-3	半血兄弟姉妹の相続分	No.3 第4回
3-4	指定相続分	No.3 第4回
3-5	特別受益者の相続分の計算	No.4 第1回
3-6	特別受益の対象となる贈与財産	No.4 第1回
3-7	被相続人が異なった意思表示した場合	No.4 第1回

3-1 法定相続分

① 配偶者相続人と血族相続人の両方が存在する場合

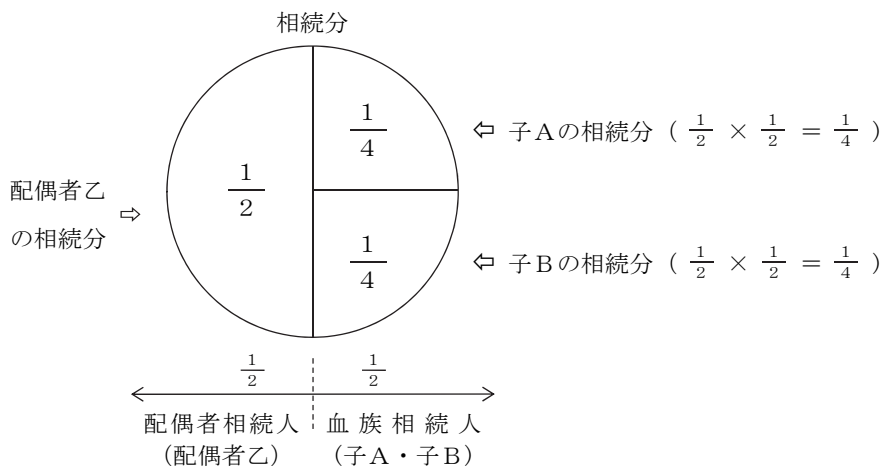
(民法900一、二、三)

配偶者相続人の相続分	血族相続人の相続分		
	子	直系尊属	兄弟姉妹
$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

② 子、直系尊属及び兄弟姉妹が複数いる場合 (民法900四)

子、直系尊属及び兄弟姉妹が数人いる場合には、各自の相続分は相等的なものとして取扱う。

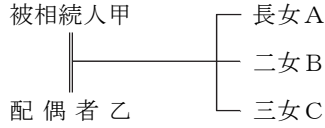
《具体例》 配偶者乙、子A及び子Bの3人が相続人の場合



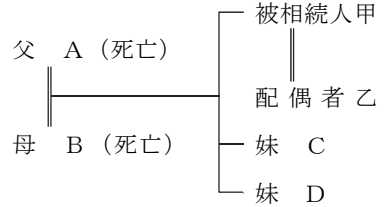
設 例 《相続人とその相続分》

被相続人甲の相続開始時における甲の親族は、次のとおりである。

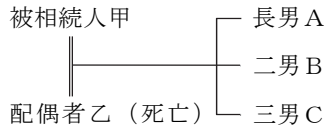
(例 1)



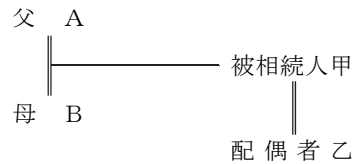
(例 3)



(例 2)



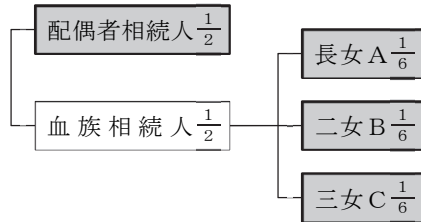
(例 4)



解 説

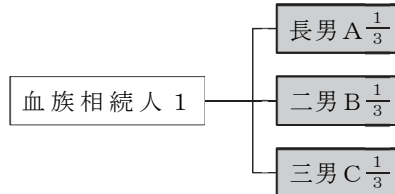
(1) 例 1 について

長女A、二女B及び三女Cの相続分は、血族相続人全体の相続分 $\frac{1}{2}$ を均等に分けることとなるため、各 $\frac{1}{6}$ ($\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$) となる。



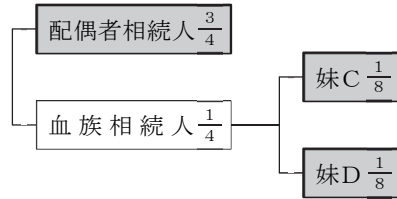
(2) 例 2 について

血族相続人しかいないため、長男A、二男B及び三男Cの相続人は各 $\frac{1}{3}$ となる。



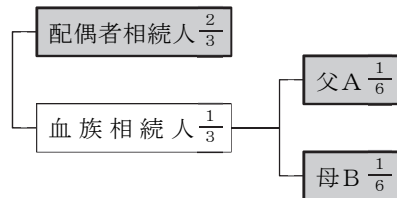
(3) 例3について

妹C及び妹Dの相続分は、血族相続人全体の相続分 $\frac{1}{4}$ を均等に分けることとなるため、各 $\frac{1}{8} (\frac{1}{4} \times \frac{1}{2})$ となる。



(4) 例4について

父A及び母Bの相続分は、血族相続人全体の相続分 $\frac{1}{3}$ を均等に分けることとなるため、各 $\frac{1}{6} (\frac{1}{3} \times \frac{1}{2})$ となる。



👉 トレーニング 問題2

3-2 代襲相続分

● 代襲相続分（民法901）

代襲相続分の計算は、被代襲者に対する代襲相続人の数に応じて次のように計算する。

代襲相続人の数	代 襲 相 続 分
1 人 の 場 合	被代襲者が受けるべきであった相続分と同じ。
2 人 以 上 の 場 合	被代襲者が受けるべきであった相続分を、その被代襲者の代襲相続人が均等に分割する。

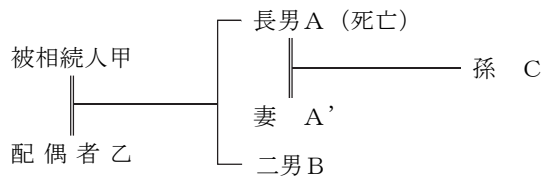
《取扱い》

- (1) 被代襲者が相続人であるとした場合の相続分を求める。
- (2) (1)で求めた相続分が、その被代襲者についての代襲相続人全員の相続分となり、これをその被代襲者の代襲相続人全員で均等にあん分する。なお、再代襲者がいる場合も同様に計算する。

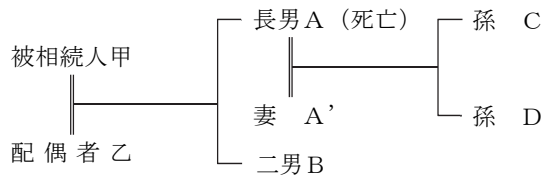
📖 設 例 《相続人とその相続分》

被相続人甲の相続開始時における甲の親族は、次のとおりである。

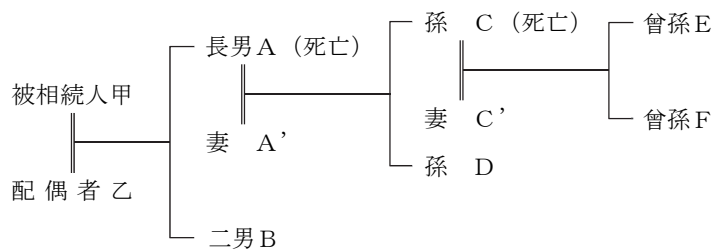
(例1)



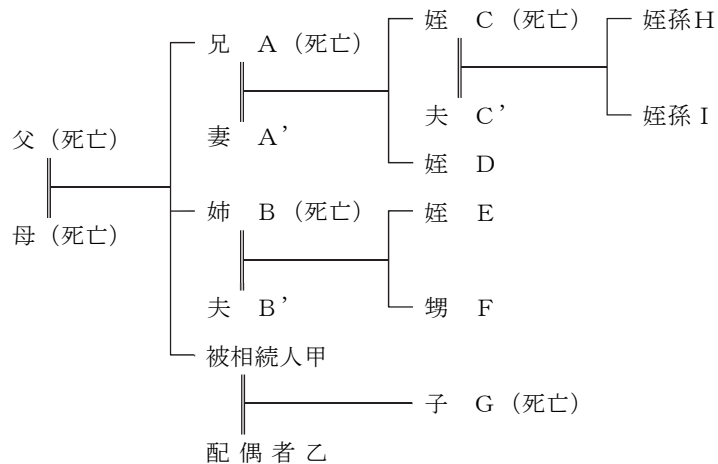
(例2)



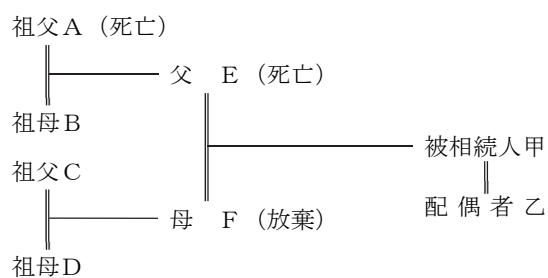
(例 3)



(例 4)



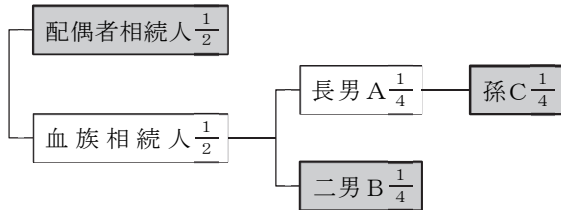
(例 5)



 解説

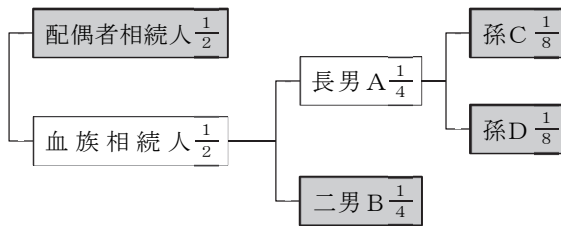
(1) 例1について

代襲相続人が1人のため、代襲相続人である孫Cが被代襲者（長男A）が受けるべきであった相続分をそのまま引き継ぐこととなる。



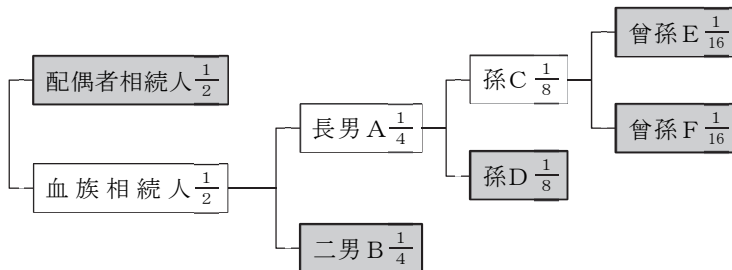
(2) 例2について

代襲相続人が2人（孫C、孫D）いるため、被代襲者（長男A）が受けるべきであった相続分を均等に分配することとなる。



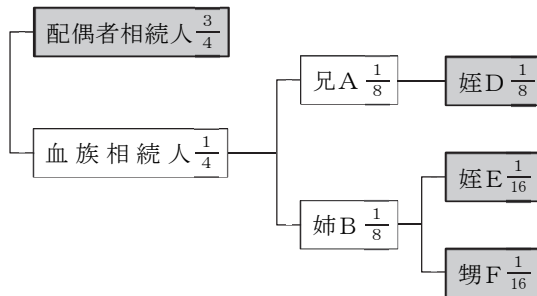
(3) 例3について

代襲相続人である孫D、曾孫E及び曾孫Fの被代襲者（Dの被代襲者は長男A、E及びFの被代襲者は孫C）がそれぞれ異なるため、その異なるごとに代襲相続人の相続分を計算することとなる。



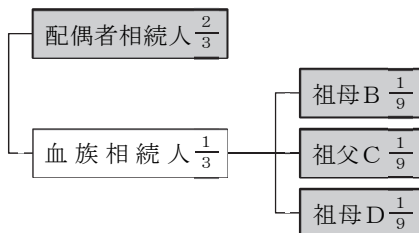
(4) 例 4 について

代襲相続人である姪D、姪E及び甥Fの被代襲者（Dの被代襲者は兄A、E及びFの被代襲者は姉B）がそれぞれ異なるため、その異なるごとに代襲相続人の相続分を計算することとなる。なお、第3順位の代襲は1回（兄弟姉妹の子まで）しか認められないため、姪孫H及び姪孫Iは相続人となることはできない。



(5) 例 5 について

第2順位の血族相続人には、代襲という考え方はないため、単純に血族相続人全員の相続分 $\frac{1}{3}$ を祖母B、祖父C及び祖母Dで均等に分配することとなる。



🔄 トレーニング 問題 3

！ 今回のポイント

● テーマ1 相続税法の概要

1. 相続税法の学習範囲及び法律体系を知る。
2. 相続税及び贈与税を課する意義を知る。
3. 財産の無償移転の形態における用語を押さえる。

(1) 無償移転の3形態

区分 形態	呼 称		移 転 の 形 態	誰 の 意 思 か	財 産 の 移 転 時 期	税 の 区 分
	与える者	受取る者				
相 続	被相続人	相 続 人	権利・義務を 包括的に承継	民法の意思	死 亡 時	相 続 税
遺 贈	遺 贈 者	受 遺 者	※	遺 贈 者 の 意 思		
贈 与	贈 与 者	受 贈 者	特定の権利 のみを承継	両者の意思 (契 約)	生 前	贈 与 税

※ 特定遺贈…特定の権利のみを承継

包括遺贈…権利・義務を包括的に承継

- (2) 死因贈与（死亡により効力を生ずる贈与）の取扱い
死因贈与は、贈与から除き、遺贈に含める。
4. 相続と遺贈の承認と放棄の取り扱いを押さえる。
5. 親族関係を表す用語を押さえる。

● テーマ2 相続人

1. 相続人を正確に判定できるようにする。なお、相続人となるべき者の組み合わせは、次の7通りであり、これら以外の組み合わせはない。

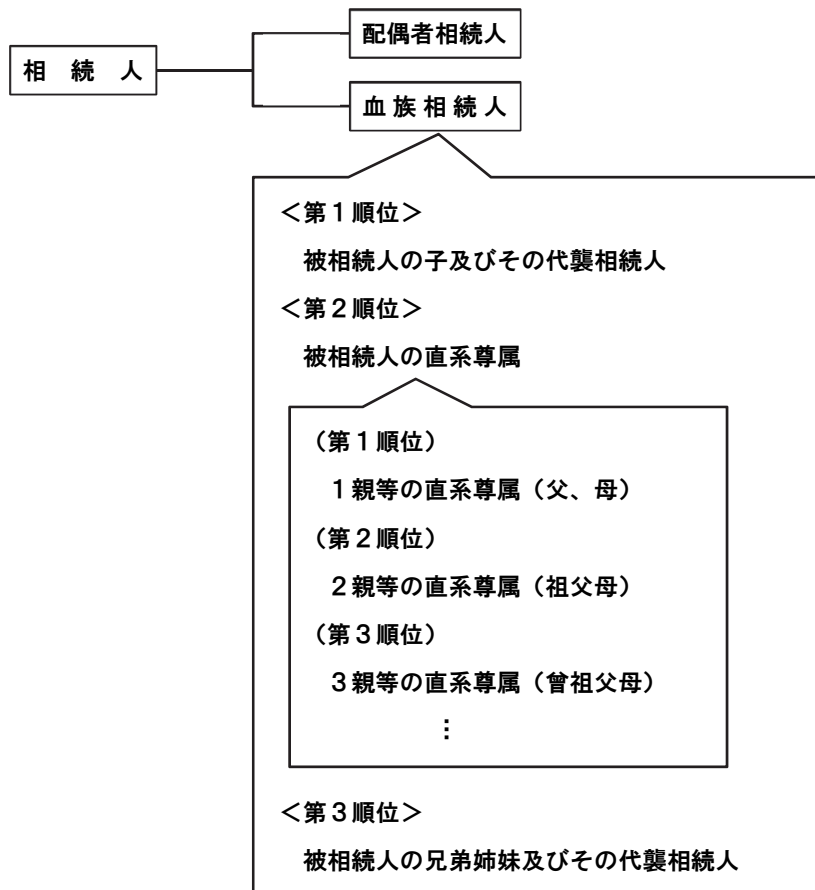
- (1) 配偶者相続人と第1順位の血族相続人
- (2) 配偶者相続人と第2順位の血族相続人
- (3) 配偶者相続人と第3順位の血族相続人
- (4) 配偶者相続人（血族相続人がいない）
- (5) 第1順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）
- (6) 第2順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）
- (7) 第3順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）

2. 代襲相続の取扱いを押さえる。

- (1) 死亡、欠格及び廃除は代襲原因となり、相続の放棄は代襲原因とならない。
- (2) 血族相続人の区分による取扱い

血族相続人の区分	取扱い
第1順位	何度でも繰り返す
第2順位	代襲の制度はない
第3順位	1度だけ認められる

3. 血族相続人となる者の順位をまとめると次のとおりとなる。



● テーマ3 相続分

相続分を正確に計算できるようにする。

- (1) 代襲相続人の相続分は、常に被代襲者の相続分を引き継ぐことになる。
- (2) 相続分の合計が1になることを検算すること。

<メ モ>

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

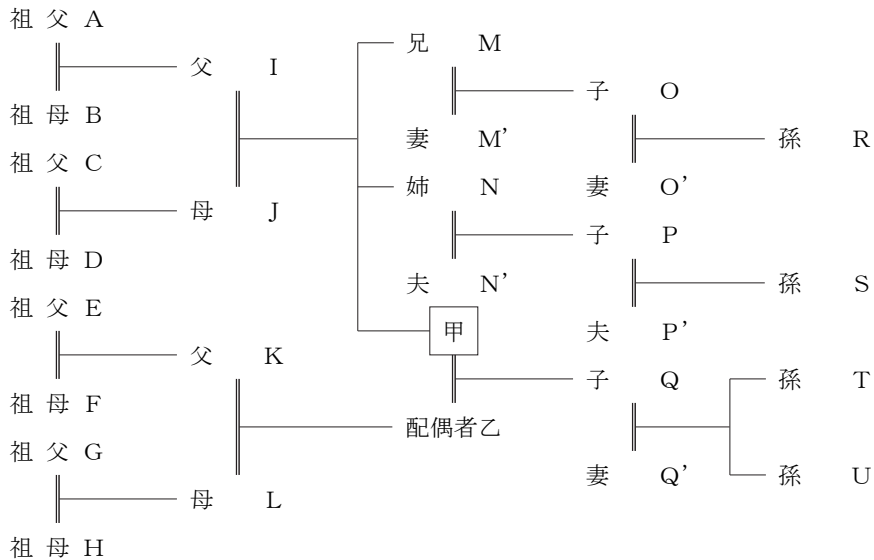
基礎マスター・速修コース

問題1～3

問題 1 親族等の基礎知識

- 8分 - **基礎**

次の親族図に基づいて、各問に答えなさい。



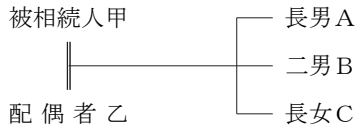
- (問 1) 甲の血族をすべて挙げなさい。
- (問 2) 甲の直系尊属をすべて挙げなさい。
- (問 3) 甲の直系卑属をすべて挙げなさい。
- (問 4) 甲の直系血族をすべて挙げなさい。
- (問 5) 配偶者乙の直系尊属をすべて挙げなさい。
- (問 6) 配偶者乙の直系卑属をすべて挙げなさい。
- (問 7) 配偶者乙の直系血族をすべて挙げなさい。
- (問 8) 母 J の直系尊属をすべて挙げなさい。
- (問 9) 母 J の直系卑属をすべて挙げなさい。
- (問 10) 子 Q の直系尊属をすべて挙げなさい。

問題 2 相続人と相続分①（シートあり）

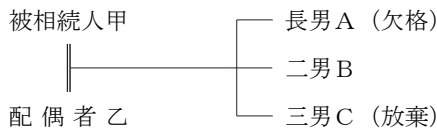
— (🕒)12分 — **基礎**

次の各設例に基づいて、相続人及びその相続分を求めなさい。

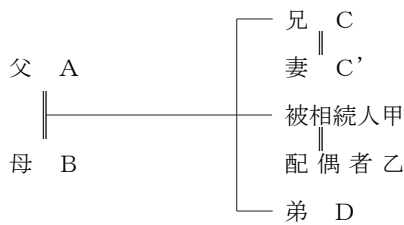
〔設例 1〕



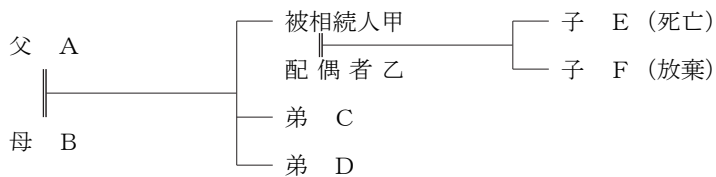
〔設例 2〕



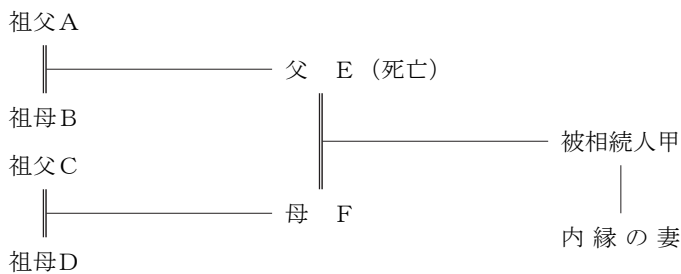
〔設例 3〕



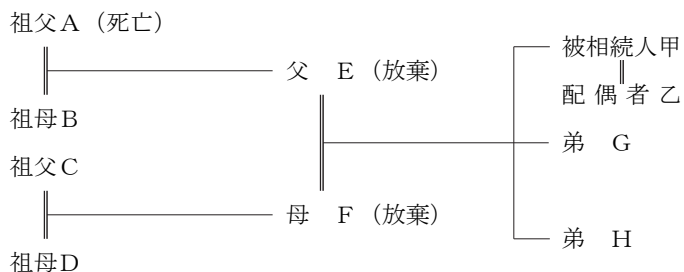
〔設例 4〕



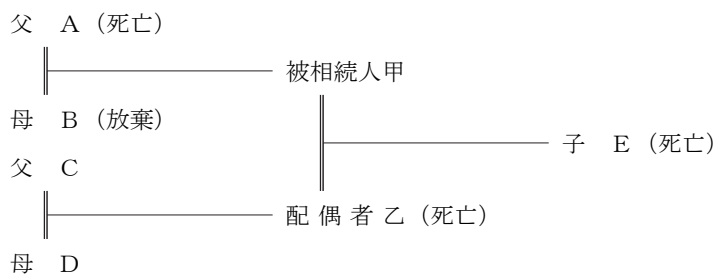
〔設例 5〕



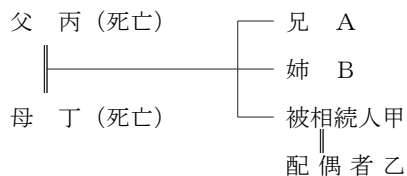
〔設例 6〕



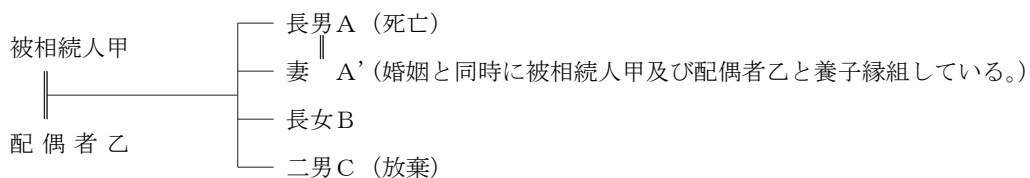
〔設例 7〕



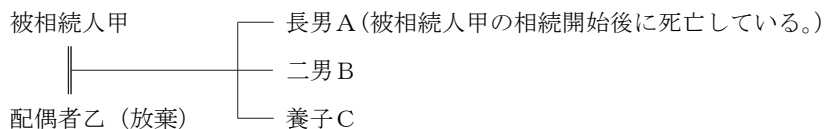
〔設例 8〕



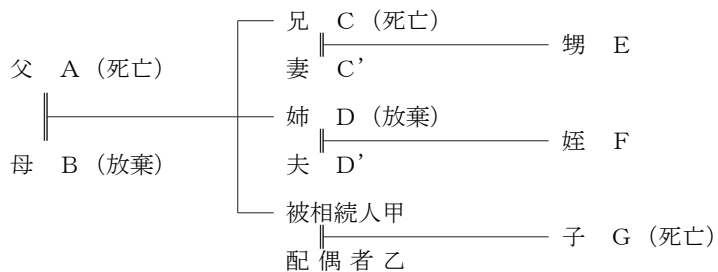
〔設例 9〕



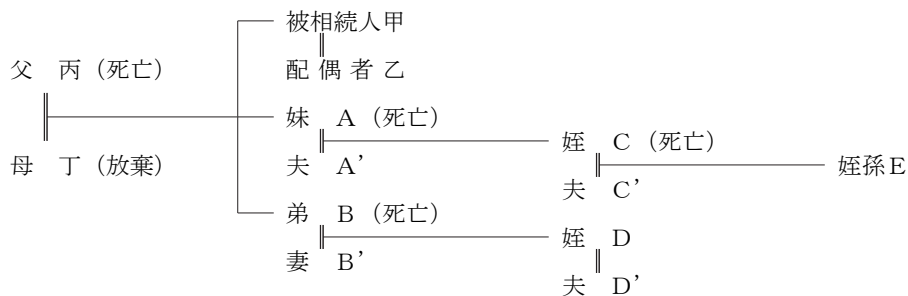
〔設例10〕



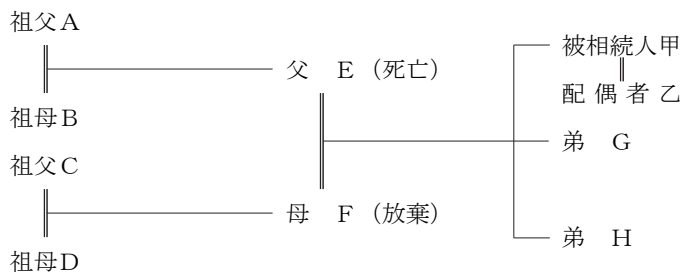
〔設例 5〕



〔設例 6〕



〔設例 7〕



解答編

問題 1

- (問1) 祖父A、祖母B、祖父C、祖母D、父I、母J、兄M、姉N、子O、子P、子Q、孫R、孫S、孫T、孫U
- (問2) 祖父A、祖母B、祖父C、祖母D、父I、母J
- (問3) 子Q、孫T、孫U
- (問4) 祖父A、祖母B、祖父C、祖母D、父I、母J、子Q、孫T、孫U
- (問5) 祖父E、祖母F、祖父G、祖母H、父K、母L
- (問6) 子Q、孫T、孫U
- (問7) 祖父E、祖母F、祖父G、祖母H、父K、母L、子Q、孫T、孫U
- (問8) 祖父C、祖母D
- (問9) 兄M、姉N、甲、子O、子P、子Q、孫R、孫S、孫T、孫U
- (問10) 祖父A、祖母B、祖父C、祖母D、祖父E、祖母F、祖父G、祖母H、父I、母J、父K、母L、甲、配偶者乙

【解答への道】

直系尊属、直系卑属及び直系血族は、相続人の判定をする際に必要となる知識であるため、その概念をしっかりおさえておくこと。

- (1) 直系尊属とは、直系で、かつ、尊属である他に、血族である者をいう。
- (2) 直系卑属とは、直系で、かつ、卑属である他に、血族である者をいう。
- (3) 直系血族とは、直系尊属と直系卑属を合わせた範囲をいう。

問題 2

設例	相続人	相続分	設例	相続人	相続分
1	配偶者乙	$\frac{1}{2}$	2	配偶者乙	$\frac{1}{2}$
	長男 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$		二男 B	$\frac{1}{2}$
	二男 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$			
	長女 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$			
3	配偶者乙	$\frac{2}{3}$	4	配偶者乙	$\frac{2}{3}$
	父 A	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$		父 A	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$
	母 B	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$		母 B	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$
5	母 F	1	6	配偶者乙	$\frac{2}{3}$
				祖母 B	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$
祖父 C	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$				
祖母 D	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$				
7	なし		8	配偶者乙	$\frac{3}{4}$
				兄 A	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$
				姉 B	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$

設例	相続人	相続分	設例	相続人	相続分
9	配偶者乙	$\frac{1}{2}$	10	長男 A	$\frac{1}{3}$
	妻 A'	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		二男 B	$\frac{1}{3}$
	長女 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		養子 C	$\frac{1}{3}$

【解答への道】

1 「設例1」について

被相続人に子がいることから、相続人は配偶者相続人と第1順位の血族相続人の組み合わせとなるため、配偶者相続人の相続分は2分の1、血族相続人の相続分は全員で2分の1となる。また、同一世代間で血族相続人が複数いる場合には、血族相続人の相続分は各人均等となるため、本問では、長男A、二男B及び長女Cの相続分は等しくなる。

なお、相続分の合計は必ず1となるので、確認をすること。

2 「設例2」について

相続人には、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含めないため、死亡、欠格、廃除、放棄の事由に該当した者は相続人となることはない。したがって、長男A及び三男Cは相続人には該当しない。

3 「設例3」について

被相続人に子がいないため、血族相続人は第2順位の直系尊属となる。したがって、相続分は、配偶者相続人は3分の2、血族相続人は全員で3分の1となる。また、同一世代間で血族相続人が複数いる場合には、血族相続人の相続分は各人均等となるため、本問では、父A及び母Bの相続分は等しくなる。

4 「設例4」について

相続人には、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含めないため、本問では血族相続人は第2順位の父A及び母Bとなる。

5 「設例5」について

- (1) 配偶者相続人は、相続開始の時に被相続人と正式な婚姻関係にある者が該当する。したがって、内縁の妻は被相続人と正式な婚姻関係にないため、配偶者相続人には該当しない。
- (2) 直系尊属の中に親等の異なる者がいる場合には、被相続人に親等の近い者から優先して相続人となるため、1親等の直系尊属である父母のうち1人でも存在すれば、2親等の直系尊属である祖父母が血族相続人に該当することはない。本問では、父Eが死亡しているが、母Fが存在するため、Fが血族相続人となり、祖父A、祖母B、祖父C及び祖母Dは血族相続人には該当しない。

6 「設例6」について

同一世代間で血族相続人が複数いる場合には、血族相続人の相続分は各人均等となるため、本問では、相続人の相続分は、祖母B、祖父C及び祖母Dで等しくなる。

7 「設例7」について

直系尊属とは、直系で、かつ、尊属である他に、血族である者をいう。したがって、配偶者の直系尊属は被相続人の血族ではないため、本問では、父C及び母Dは血族相続人とはならない。

8 「設例8」について

被相続人に子がおらず、また、直系尊属もないことから、血族相続人は第3順位の兄弟姉妹となる。したがって、相続分は、配偶者相続人は4分の3、血族相続人は全員で4分の1となる。また、同一世代間で血族相続人が複数いる場合には、血族相続人の相続分は各人均等となるため、本問では、兄A及び姉Bの相続分は等しくなる。

9 「設例9」について

血族とは、血のつながりのある者をいい、自然血族のほかに法定血族である養子も血族に含まれる。したがって、養子である妻A'も血族相続人となる。

10 「設例10」について

相続人の判定は、相続開始の時の現況により行う。したがって、相続開始後に死亡した長男Aは、相続開始の時には存在しているため、相続人となる。

問題3

設例	相続人	相続分	設例	相続人	相続分
1	配偶者乙	$\frac{1}{2}$	2	配偶者乙	$\frac{1}{2}$
	長女 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		二女 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
	孫 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$		曾孫 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
3	配偶者乙	$\frac{1}{2}$	4	配偶者乙	$\frac{1}{2}$
	二男 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$		孫 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$
	孫 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$		曾孫 G	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$
	孫 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$		曾孫 H	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$
5	配偶者乙	$\frac{3}{4}$	6	配偶者乙	$\frac{3}{4}$
	甥 E	$\frac{1}{4}$		姪 D	$\frac{1}{4}$
7	配偶者乙	$\frac{2}{3}$			
	祖父 A	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{12}$			
	祖母 B	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{12}$			
	祖父 C	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{12}$			
	祖母 D	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{12}$			

【解答への道】

1 〔設例1〕について

代襲原因は、死亡、欠格及び廃除である。したがって、相続の放棄は、代襲原因にはならないので注意すること。本問では、長男Aは死亡しているため、孫Dは代襲相続人となるが、二男Bは放棄をしているため、孫Eが代襲相続人となることはない。

2 〔設例2〕について

第1順位の血族相続人の代襲は、何度でも繰り返す。したがって、本問においては、曾孫Fは代襲相続人となる。

3 〔設例3〕及び〔設例4〕について

代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであった相続分をそのまま引き継ぐこととなる。したがって、〔設例4〕では、長女Aが受けるべきであった相続分を孫Dと孫Eが引き継ぎ、孫Dが受けるべきであった相続分を曾孫Gと曾孫Hが引き継ぐこととなる。孫Eと曾孫G及び曾孫Hの相続分は均等とはならないことに注意すること。

4 〔設例5〕について

本問においては、子Gが死亡しているため、第1順位の血族相続人はおらず、また、父Aが死亡、母Bが放棄しているため、第2順位の血族相続人もいない。したがって、血族相続人は第3順位に移り、兄Cが死亡しているため、甥Eが代襲相続人となる。なお、放棄は代襲原因とならないため、姪Fが代襲相続人となることはない。

5 〔設例6〕について

第3順位の血族相続人の代襲は、1回限り認められる。したがって、被相続人の姪孫が代襲相続人となることはない。本問においては姪Dは代襲相続人となるが、姪孫Eが代襲相続人となることはない。

6 〔設例7〕について

第2順位の直系尊属については、被相続人に親等の近い者から優先して相続人となる。したがって、本問では、1親等の直系尊属である父Eが死亡、母Fが放棄しているため、2親等の直系尊属である祖父A、祖母B、祖父C及び祖母Dが相続人となる。また、同一世代間で血族相続人が複数いる場合には、血族相続人の相続分は各人で均等となるため、祖父A、祖母B、祖父C及び祖母Dの相続分は等しくなる。なお、第2順位の血族相続人には代襲という概念が存在しないため、死亡した父Eの祖父母のみが相続人となるわけではないので注意すること。

